

建保発第31号
平成28年3月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

平成28年度保健事業の実施について

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、第111回組合会（平成28年2月19日開催）において、ご審議いただきました結果、別添のとおり実施することに決定しましたので、お知らせいたします。

事業主、被保険者及び被扶養者の皆様には、円滑に事業の推進が図られますよう、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年度保健事業の実施について

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

平成20年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成28年度は第2期の4年目になり、当該事業の推進を図ることとします（第1期 平成20年度～平成24年度 第2期 平成25年度～平成29年度）。

今や日本人の2人に1人が癌に罹り、3人に1人は癌で死亡しています。癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途「データヘルス計画書」を策定して事業を実施することとします。

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる被保険者・被扶養者について実施する。
- ・ 被保険者
 - ・ 定期健康診断のなかで、特定健康診査を受診し、健診結果データを健康保険組合に提供していただくよう、事業主に依頼する。
- ・ 任意継続被保険者・被扶養者
 - ・ 健康保険組合は、受診対象者に受診券を交付する。
 - ・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施機関に予約した上、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。
 - ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。
- ・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。

(2) 特定保健指導事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する（面接・電話等）。
 - ・ 健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。
 - ・ 動機付け支援、積極的支援

- ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。

平成28年度特定健康診査・特定保健指導実施対象者

- 任意継続被保険者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和17年4月1日から昭和52年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成28年4月1日以前に資格取得し、平成29年4月1日以後に資格喪失予定の方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和16年4月2日から昭和17年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成28年4月1日以前に資格取得し、平成29年4月1日以後に資格喪失予定の方
- 被扶養者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和17年4月1日から昭和52年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成28年4月1日以前に認定された方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和16年4月2日から昭和17年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成28年4月1日以前に認定された方
- 上記の任意継続被保険者・被扶養者のうち、被保険者の資格を喪失された方・被扶養者の認定を抹消された方は実施対象者ではなくなります。

2 保健指導宣伝事業

- (1) 機関紙発行
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。
 - ・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。
 - ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕
- (2) 保健指導パンフレット等配布
 - ・ 実施時期 随時
 - ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。
妊娠期の食生活に関する情報を提供する。
- (3) 母子保健指導書配布
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。

冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。

- (4) 医療費通知（被保険者に対する通知）
 - ・ 実施時期 3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。
 - ・ 自己負担額で1万円以上の差額が発生するものについては、医療費通知に「*減額査定」と付記する。
- (5) ジェネリック医薬品使用促進通知
 - ・ 実施時期 9月、3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。
- (6) 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）
 - ・ 実施時期 5月、8月、11月、2月
 - ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。
- (7) 健康管理事業推進委員会開催
 - ・ 実施時期 9月、12月
 - ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。
- (8) 健康管理委員研修会・説明会開催
 - ・ 実施時期 10月、3月
 - ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。
- (9) 共同保健指導宣伝
 - ・ 実施時期 年間
 - ・ 健康保険組合連合会との共同事業として、保健指導宣伝活動を行う。
- (10) ホームページの管理・運営
 - ・ 実施時期 年間
 - ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。
 - ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕

3 疾病予防事業

- (1) 短期人間ドック
 - ・ 実施期間

[申込受付期間	4月1日～	12月26日
	受診期間	4月1日～	翌年2月28日
 - ・ 平成28年4月1日現在40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。
 - ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。
 - ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診する。健康保険組合と契約していない健診機関で受診した場合は、「人間ドック利用補助金受給申請書」に、領収書（原

本)・検査結果(写し)・質問票を添えて、平成29年2月28日までに申請すること。

・ 被保険者負担・被扶養者負担・組合補助

① 1泊2日ドック(参考費用62,500円)

被保険者補助 20,000円(被保険者負担 42,500円 補助率32.0%)

被扶養者補助 20,000円(被扶養者負担 42,500円 補助率32.0%)

② 日帰りドック(参考費用40,800円)

被保険者補助 10,000円(被保険者負担 30,800円 補助率24.5%)

被扶養者補助 10,000円(被扶養者負担 30,800円 補助率24.5%)

③ 2時間ドック(参考費用19,818円)

被保険者補助 10,000円(被保険者負担 9,818円 補助率50.5%)

被扶養者補助 10,000円(被扶養者負担 9,818円 補助率50.5%)

・ 補助対象となる実施回数

① 1泊2日ドック

平成25年度を基準として、2年度に1回

② 日帰りドック・2時間ドック

毎年度1回

(2) 健診等の費用の補助

① 特定健康診査に係る定期健康診断補助〔データヘルス計画実施事業〕

・ 実施時期 4月～翌年3月

・ 対象者 平成28年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。

※ この補助事業においては、平成28年4月2日以降の被保険者資格取得者、平成28年4月2日以降の被保険者資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。

・ 健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目(必ず特定健康診査項目(検査項目・質問項目)を含む。)

・ 補助金 健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額

※ 健診結果データは、「特定健康診査にかかる国の電子的標準様式(XML)により作成したフロッピー」(健診実施機関と要調整)を、健康保険組合として希望するが、困難な場合は、「紙の健診結果データ」でも差し支えないものとする。

・ 実施機関 事業主が希望する健診機関

・ 留意事項 短期人間ドックと特定健康診査に係る定期健康診断補助は併給可能とする。

・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年4月15日までに請求する。

② 郵送自己検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

・ 実施時期 [申込受付期間 9月1日～11月30日
採取器具返送締切日 翌年1月31日]

・ 対象者 被保険者・平成28年4月1日現在30歳以上(子宮頸癌検

診は20歳以上)の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。

- ・ 内容 子宮頸癌検診、肺癌検診、大腸癌検診、胃癌リスク検診、前立腺癌検診、B型肝炎検査(被保険者・被扶養者期間中に1回)、C型肝炎検査(被保険者・被扶養者期間中に1回)

・ 自己負担金	子宮頸癌検診	1,000円
	肺癌検診	1,000円
	大腸癌検診	0円
	胃癌リスク検診	1,000円
	前立腺癌検診	1,000円
	B型肝炎検査	500円
	C型肝炎検査	1,000円

※ 検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助する。

- ・ 子宮頸がん検診申込者へ、「乳がん自己触診チェッカー」を添付する。
- ・ 業務委託 「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者(メスブ細胞検査研究所)に委託する。

- 平成28年度において、特定健康診査受診券を送付する際に、郵送自己検診案内書を送付する。

- ・ 申込受付期間 4月1日～6月30日
- ・ 採取器具返送締切日 7月31日

③ 癌検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 4月～翌年2月
- ・ 対象者 被保険者・平成28年4月1日現在30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象 乳癌検診・子宮頸癌検診・肺癌検診・大腸癌検診・胃癌検診・腫瘍マーカー(PSA・CEA・AFP・CA19-9・CA125)
- ・ 検査内容 別表のとおりとする。
- ・ 補助金 1癌検診(1腫瘍マーカー)ごとに、1人当たり3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関
- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年2月28日までに請求する。

④ インフルエンザ予防接種補助

- ・ 実施時期 9月～翌年2月
- ・ 対象者 被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。
- ・ 回数 2回まで
- ・ 補助金 接種者1人につき
1回接種した場合 1,500円以内の実費
2回接種した場合 3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する医療機関
- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年2月28日までに請求する。

(3) 事業所訪問保健指導事業

- ・ 実施時期 随時

- ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
 - ・ 業者に委託する。
- (4) 健康ウォーキング運動表彰
- ・ 実施時期 第1回 春季（5月1日～ 7月31日）
第2回 秋季（9月1日～11月30日）
 - ・ 万歩計で計測し、3か月間で目標歩数（100万歩又は50万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
- (5) 家庭常備薬の有料斡旋
- ・ 実施時期 7月、11月
 - ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
- (6) スポーツクラブ（ルネサンス）・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入
- ・ 実施期間 年間
 - ・ 被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。

別 表

癌検診の検査内容

癌検診の種類	検 査 内 容
乳癌検診	視触診 マンモグラフィ検査 乳房超音波検査
子宮頸癌検診	頸部細胞診
肺癌検診	喀痰細胞診 胸部X線検査（間接撮影） 胸部X線検査（直接撮影）
大腸癌検診	便潜血検査 注腸検査 大腸内視鏡検査
胃癌検診	胃透視（バリウム）検査（間接撮影） 胃透視（バリウム）検査（直接撮影） 内視鏡検査 ピロリ菌検査

（ 参考 ）

腫瘍マーカーの説明

腫瘍マーカーの種類	検査からわかる内容
P S A	軽度の上昇は急性前立腺炎、前立腺肥大症などの可能性があります。 高値の場合は、前立腺の腫瘍などの可能性があります。
C E A	高値の場合は、消化器系の腫瘍をはじめ、各種の腫瘍の可能性があります。 ただし、場所の特定はできません。 また、長期喫煙者も上昇する可能性があります。
A F P	高値の場合は、慢性肝炎、肝硬変、腎臓の腫瘍などの可能性があります。
C A 1 9 - 9	高値の場合は膵臓・胆道系の疾患及び腫瘍や各種消化器系の腫瘍の可能性があります。
C A 1 2 5	婦人科系の疾患で上昇することが多くあります。 高値の場合は、主に卵巣の腫瘍の可能性があります。